

## 特別支援教育に関する調査の結果 (通級による指導実施状況調査、学校における医療的ケアに関する実態調査)

文部科学省では、特別な支援が必要な幼児児童生徒に関する実態把握を進め、特別支援教育が一層推進されるよう取り組んでいく必要があることから、通級による指導実施状況調査、学校における医療的ケアに関する実態調査を実施しています。令和3年度に実施した調査について取りまとめましたので公表します。

### 1. 調査名（調査時点）

- (1) 通級による指導実施状況調査（令和2年度通年）
- (2) 学校における医療的ケアに関する実態調査（令和3年5月1日現在他）

### 2. 調査対象

#### (1) 通級による指導実施状況調査

- ① 学校用調査：国公立小学校、中学校及び高等学校
- ② 教育委員会用調査：都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会

#### (2) 令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査

##### ① 学校における医療的ケアに関する実態について

国公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

(※) (1) (2) の調査について、幼稚園には幼稚園型認定こども園を含む、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。高等学校には通信制課程を含める。

##### ② 学校における医療的ケアに関するガイドライン等の状況について 教育委員会

### 3. 調査項目

#### (1) 通級による指導実施状況調査

##### ① 学校用調査

- ・ 通級による指導を受けている児童生徒数（実施形態別、指導時間別）
- ・ 高等学校において、通級による指導が必要と判断した生徒のうち、通級による指導を行わなかった生徒数（理由別）
- ・ 高等学校において、通級による指導を行わなかった生徒への指導や支援の工夫

##### ② 教育委員会用調査

- ・ 児童生徒の通級による指導の開始や終了にあたっての教育委員会の関与
- ・ 通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数

- ・ 教育委員会における巡回指導や他校通級の仕組みの有無
- ・ 通級による指導を行うにあたっての制度上の課題

## (2) 学校における医療的ケアに関する実態調査

### ① 学校における医療的ケアに関する実態

- ・ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数
- ・ 学校において医療的ケアを実施する看護師等の数
- ・ 学校において付添いをしている保護者等の状況（令和3年度始業から夏休み前までの状況）
- ・ 学校において医療的ケアが必要な幼児児童生徒の通学（園）方法（令和3年度始業から夏休み前までの状況）

### ② 学校における医療的ケアに関するガイドライン等の状況

- ・ 教育委員会におけるガイドライン等の策定状況
- ・ ガイドライン等の策定年月（改訂している場合は、最終改訂年月）
- ・ ガイドライン等に記載している内容
- ・ ガイドライン等を策定していない理由及び今後の策定予定

(※) ①②共に、特段調査時点の明記がない項目は令和3年5月1日現在

## 4. 調査結果の概要（詳細は別紙1及び別紙2参照）

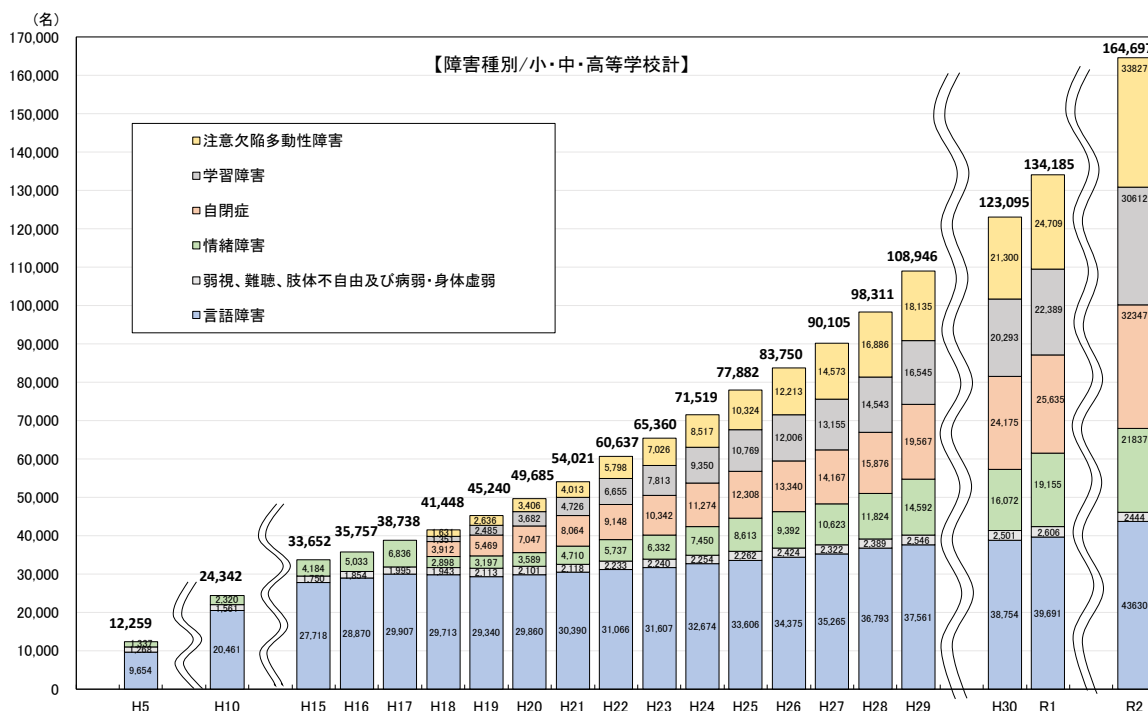
(※) 通級による指導実施状況調査については、昨年度同様、公立のみ都道府県のデータを公表する。

### 通級による指導実施状況調査結果（概要）

#### （１）通級による指導を受けている児童生徒数（国公立別）

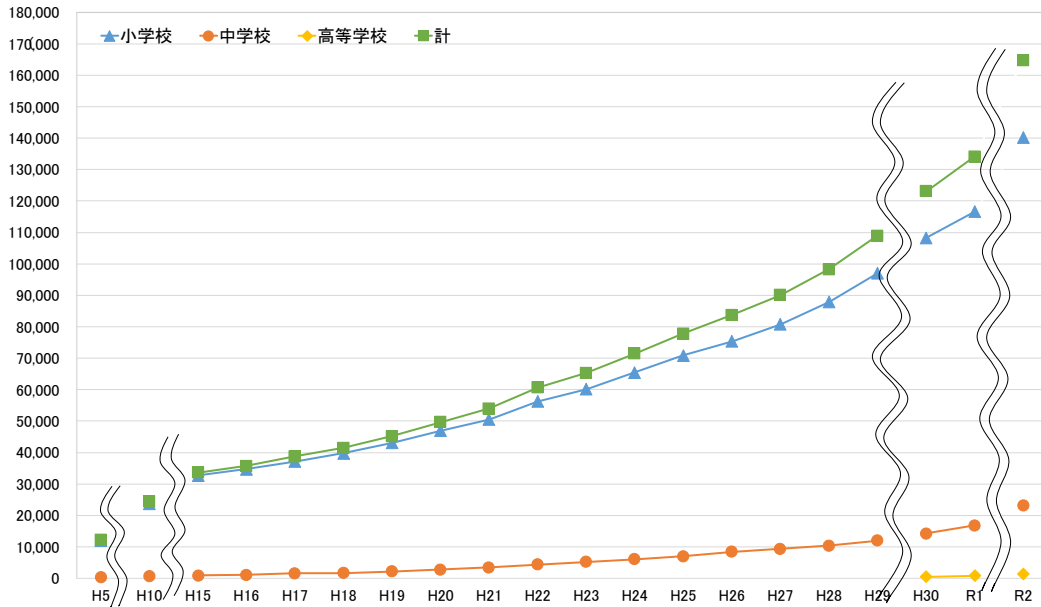
（単位：名）

		障害種別									
		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
小学校	国立	75	27	11	7	1	4	21	4	0	0
	公立	140,117	42,881	26,353	17,548	183	1,620	23,600	27,790	107	35
	私立	63	5	23	5	0	2	12	14	1	1
	計	140,255	42,913	26,387	17,560	184	1,626	23,633	27,808	108	36
中学校	国立	4	0	1	0	0	0	1	2	0	0
	公立	23,097	714	5,394	4,073	50	319	6,793	5,681	45	28
	私立	41	0	6	20	0	3	2	5	0	5
	計	23,142	714	5,401	4,093	50	322	6,796	5,688	45	33
高等学校	国立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公立	1,239	3	553	174	3	8	167	317	6	8
	私立	61	0	6	10	0	0	16	14	0	15
	計	1,300	3	559	184	3	8	183	331	6	23
計	国立	79	27	12	7	1	4	22	6	0	0
	公立	164,453	43,598	32,300	21,795	236	1,947	30,560	33,788	158	71
	私立	165	5	35	35	0	5	30	33	1	21
	計	164,697	43,630	32,347	21,837	237	1,956	30,612	33,827	159	92



※令和2年度のみ、令和3年3月31日を基準とし令和2年度中に通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。  
 ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。  
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。  
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。  
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

【学校種別/小・中・高等学校計】



(単位：名)

	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633	140,255
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765	23,142
高等学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	508	787	1,300
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185	164,697

※R2の数字は3月31日時点。R1以前は各年度5月1日時点。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

(2) 通級による指導を受けている児童生徒数（都道府県・実施形態・障害種別）（国公  
私立計）

（単位：名）

		計	自校通級	他校通級	巡回通級	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
1	北海道	7,108	4,438	2,538	132	3,231	519	980	22	72	1,076	1,200	3	5
2	青森県	963	434	514	15	320	95	26	0	3	237	277	0	5
3	岩手県	1,711	1,063	362	286	1,347	19	3	0	8	289	45	0	0
4	宮城県	4,163	3,316	732	115	1,424	445	73	0	17	1,422	779	1	2
5	秋田県	751	461	235	55	167	0	0	0	1	450	133	0	0
6	山形県	1,448	804	644	0	1,109	26	3	0	4	175	127	0	4
7	福島県	1,539	693	671	175	352	321	74	0	4	241	547	0	0
8	茨城県	2,064	1,740	321	3	539	92	520	8	34	561	308	1	1
9	栃木県	2,907	2,095	725	87	1,373	441	200	1	28	447	408	5	4
10	群馬県	3,850	1,318	2,458	74	1,783	424	528	0	19	440	656	0	0
11	埼玉県	5,639	2,080	3,475	84	2,320	604	1,494	1	114	356	736	3	11
12	千葉県	7,705	4,570	2,313	622	5,203	506	167	37	218	606	664	96	8
13	東京都	33,136	29,959	2,942	235	2,920	10,125	8,420	82	364	2,715	8,504	0	6
14	神奈川県	7,892	1,765	5,926	201	3,368	1,358	1,443	17	269	280	1,153	3	1
15	新潟県	3,826	1,817	1,698	311	1,517	534	245	0	148	484	892	5	1
16	富山県	2,902	2,218	35	649	204	417	127	1	3	1,887	262	1	0
17	石川県	1,480	979	501	0	352	227	34	1	27	617	217	2	3
18	福井県	1,187	830	8	349	53	248	117	3	8	521	230	3	4
19	山梨県	1,225	547	587	91	539	155	135	0	13	242	141	0	0
20	長野県	2,026	1,044	782	200	742	286	49	10	23	686	229	0	1
21	岐阜県	5,362	3,500	1,372	490	1,107	1,122	190	0	16	762	2,165	0	0
22	静岡県	3,365	1,005	2,119	241	1,114	966	71	0	59	537	606	12	0
23	愛知県	7,630	5,001	352	2,277	630	1,827	1,473	3	58	1,801	1,825	4	9
24	三重県	1,378	600	750	28	539	107	277	0	23	245	187	0	0
25	滋賀県	2,163	1,182	717	264	268	642	85	1	5	825	336	1	0
26	京都府	6,206	4,289	1,106	811	1,989	1,856	116	22	40	1,005	1,173	2	3
27	大阪府	7,852	5,945	1,401	506	1,017	1,225	1,233	5	52	2,785	1,529	0	6
28	兵庫県	4,718	2,087	898	1,733	384	1,307	214	0	88	1,540	1,185	0	0
29	奈良県	1,249	714	471	64	298	369	33	0	13	433	103	0	0
30	和歌山県	1,331	815	510	6	234	286	36	0	11	594	169	1	0
31	鳥取県	746	349	237	160	122	99	73	0	8	272	171	0	1
32	島根県	1,473	600	175	698	361	247	246	6	24	232	343	6	8
33	岡山県	2,297	770	1,450	77	736	1,044	331	0	11	65	110	0	0
34	広島県	2,617	1,660	858	99	773	728	319	8	10	214	564	1	0
35	山口県	3,000	2,070	803	127	793	584	248	2	7	768	592	4	2
36	徳島県	657	536	104	17	108	73	22	1	9	331	113	0	0
37	香川県	494	273	61	160	30	134	25	0	9	112	184	0	0
38	愛媛県	2,001	1,462	525	14	384	295	83	0	8	850	380	1	0
39	高知県	282	150	113	19	111	20	0	0	0	66	84	0	1
40	福岡県	4,456	2,083	2,032	341	828	1,131	680	4	40	737	1,036	0	0
41	佐賀県	1,403	988	376	39	337	337	14	0	4	340	370	0	1
42	長崎県	3,095	2,388	583	124	488	243	398	1	10	642	1,309	3	1
43	熊本県	1,584	1,153	382	49	280	219	161	0	13	383	528	0	0
44	大分県	566	408	92	66	96	63	50	0	12	200	144	1	0
45	宮崎県	1,714	1,256	362	96	443	152	324	1	15	373	405	0	1
46	鹿児島県	1,579	770	809	0	794	118	291	0	27	146	203	0	0
47	沖縄県	2,157	1,801	163	193	503	311	206	0	7	622	505	0	3
	計	164,697	106,026	46,288	12,383	43,630	32,347	21,837	237	1,956	30,612	33,827	159	92

(3) 通級による指導を受けている児童生徒数（公立のみ）

① 小学校

(単位：名)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
1	北海道	6,410	3,101	468	833	11	56	977	959	1	4
2	青森県	799	318	67	22	0	3	161	226	0	2
3	岩手県	1,610	1,347	15	2	0	4	204	38	0	0
4	宮城県	3,750	1,422	351	51	0	13	1,215	696	1	1
5	秋田県	635	164	0	0	0	1	353	117	0	0
6	山形県	1,391	1,104	20	1	0	4	155	107	0	0
7	福島県	1,334	343	261	72	0	4	189	465	0	0
8	茨城県	1,834	535	77	432	4	27	490	268	1	0
9	栃木県	2,665	1,369	393	142	1	23	368	363	4	2
10	群馬県	3,478	1,781	362	430	0	18	364	523	0	0
11	埼玉県	4,936	2,303	487	1,195	0	104	264	581	2	0
12	千葉県	6,918	5,178	360	125	25	177	457	534	58	4
13	東京都	27,911	2,920	8,497	6,859	72	301	2,069	7,193	0	0
14	神奈川県	6,825	3,273	1,199	1,075	13	232	203	830	0	0
15	新潟県	3,283	1,509	401	185	0	105	339	739	5	0
16	富山県	2,395	204	363	114	1	3	1,487	222	1	0
17	石川県	1,319	342	200	32	1	23	520	199	1	1
18	福井県	824	44	175	68	3	8	343	178	2	3
19	山梨県	991	531	106	78	0	9	154	113	0	0
20	長野県	1,714	736	223	33	9	22	496	194	0	1
21	岐阜県	4,715	1,092	967	159	0	14	564	1,919	0	0
22	静岡県	2,872	1,108	744	47	0	47	426	488	12	0
23	愛知県	6,508	617	1,546	1,216	3	51	1,485	1,582	4	4
24	三重県	1,171	514	65	215	0	20	202	155	0	0
25	滋賀県	1,742	255	478	69	1	3	680	255	1	0
26	京都府	4,981	1,872	1,423	88	17	35	643	902	1	0
27	大阪府	6,616	982	981	1,007	5	36	2,370	1,232	0	3
28	兵庫県	3,426	378	913	137	0	76	1,054	868	0	0
29	奈良県	1,018	291	281	18	0	11	331	86	0	0
30	和歌山県	1,132	233	231	32	0	11	483	142	0	0
31	鳥取県	576	119	69	63	0	6	204	115	0	0
32	島根県	986	311	150	164	0	16	113	225	3	4
33	岡山県	2,156	736	986	265	0	11	57	101	0	0
34	広島県	2,404	773	652	312	8	10	189	459	1	0
35	山口県	2,470	766	459	207	2	6	545	479	4	2
36	徳島県	610	107	67	18	1	9	297	111	0	0
37	香川県	427	30	110	18	0	8	103	158	0	0
38	愛媛県	1,561	380	241	66	0	6	558	309	1	0
39	高知県	209	111	4	0	0	0	50	44	0	0
40	福岡県	3,580	759	908	535	4	38	542	794	0	0
41	佐賀県	1,144	336	257	10	0	4	231	305	0	1
42	長崎県	2,423	485	173	320	1	10	411	1,019	3	1
43	熊本県	1,312	280	152	130	0	7	285	458	0	0
44	大分県	466	96	37	32	0	11	162	127	1	0
45	宮崎県	1,451	438	114	247	1	8	289	353	0	1
46	鹿児島県	1,498	790	105	280	0	22	120	181	0	0
47	沖縄県	1,641	498	215	144	0	7	398	378	0	1
	計	140,117	42,881	26,353	17,548	183	1,620	23,600	27,790	107	35

(4) 通級による指導を受けている児童生徒数（公立のみ）

② 中学校

(単位：名)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
1	北海道	642	129	45	132	10	15	90	221	0	0
2	青森県	134	2	12	3	0	0	72	45	0	0
3	岩手県	96	0	0	1	0	4	84	7	0	0
4	宮城県	377	1	79	20	0	3	200	73	0	1
5	秋田県	110	3	0	0	0	0	92	15	0	0
6	山形県	37	1	0	2	0	0	19	15	0	0
7	福島県	200	9	58	2	0	0	51	80	0	0
8	茨城県	221	4	10	86	4	7	69	40	0	1
9	栃木県	239	4	47	58	0	5	79	43	1	2
10	群馬県	336	2	57	95	0	1	69	112	0	0
11	埼玉県	644	16	109	292	0	9	75	142	1	0
12	千葉県	572	25	140	39	12	41	149	124	38	4
13	東京都	5,184	0	1,622	1,541	10	63	643	1,304	0	1
14	神奈川県	1,039	95	149	368	3	37	72	315	0	0
15	新潟県	467	4	107	49	0	42	133	131	0	1
16	富山県	480	0	36	10	0	0	398	36	0	0
17	石川県	151	10	25	2	0	4	93	16	1	0
18	福井県	316	9	45	41	0	0	175	45	0	1
19	山梨県	222	8	46	57	0	1	88	22	0	0
20	長野県	291	2	54	14	0	1	187	33	0	0
21	岐阜県	613	9	140	26	0	2	197	239	0	0
22	静岡県	413	4	183	11	0	11	104	100	0	0
23	愛知県	1,093	10	272	256	0	7	309	234	0	5
24	三重県	189	22	38	56	0	3	42	28	0	0
25	滋賀県	416	12	162	16	0	1	145	80	0	0
26	京都府	1,177	117	410	21	5	4	353	264	1	2
27	大阪府	1,213	35	231	226	0	16	414	288	0	3
28	兵庫県	1,176	6	335	67	0	12	463	293	0	0
29	奈良県	201	7	66	14	0	2	98	14	0	0
30	和歌山県	174	1	44	3	0	0	102	24	0	0
31	鳥取県	155	3	24	10	0	2	66	49	0	1
32	島根県	458	50	86	81	6	5	116	107	3	4
33	岡山県	106	0	58	31	0	0	8	9	0	0
34	広島県	198	0	67	7	0	0	21	103	0	0
35	山口県	517	27	120	39	0	0	218	113	0	0
36	徳島県	39	1	4	2	0	0	31	1	0	0
37	香川県	62	0	21	6	0	1	9	25	0	0
38	愛媛県	397	4	38	17	0	2	276	60	0	0
39	高知県	32	0	1	0	0	0	13	17	0	1
40	福岡県	800	69	187	137	0	2	190	215	0	0
41	佐賀県	240	1	63	4	0	0	107	65	0	0
42	長崎県	614	3	44	70	0	0	226	271	0	0
43	熊本県	234	0	49	31	0	4	93	57	0	0
44	大分県	65	0	5	8	0	1	38	13	0	0
45	宮崎県	225	3	22	65	0	7	81	47	0	0
46	鹿児島県	54	1	6	3	0	4	21	19	0	0
47	沖縄県	478	5	77	54	0	0	214	127	0	1
	計	23,097	714	5,394	4,073	50	319	6,793	5,681	45	28

(5) 通級による指導を受けている児童生徒数（公立のみ）

③ 高等学校

(単位：名)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
1	北海道	32	0	3	14	0	1	0	13	1	0
2	青森県	30	0	16	1	0	0	4	6	0	3
3	岩手県	5	0	4	0	0	0	1	0	0	0
4	宮城県	23	0	11	2	0	0	1	9	0	0
5	秋田県	6	0	0	0	0	0	5	1	0	0
6	山形県	9	0	5	0	0	0	1	3	0	0
7	福島県	5	0	2	0	0	0	1	2	0	0
8	茨城県	8	0	5	1	0	0	2	0	0	0
9	栃木県	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0
10	群馬県	36	0	5	3	0	0	7	21	0	0
11	埼玉県	18	0	5	5	1	0	2	5	0	0
12	千葉県	15	0	6	3	0	0	0	6	0	0
13	東京都	14	0	4	2	0	0	3	5	0	0
14	神奈川県	28	0	10	0	1	0	5	8	3	1
15	新潟県	59	0	24	11	0	0	4	20	0	0
16	富山県	27	0	18	3	0	0	2	4	0	0
17	石川県	10	0	2	0	0	0	4	2	0	2
18	福井県	47	0	28	8	0	0	3	7	1	0
19	山梨県	11	0	3	0	0	2	0	6	0	0
20	長野県	14	0	9	0	1	0	2	2	0	0
21	岐阜県	24	0	11	5	0	0	1	7	0	0
22	静岡県	69	0	38	12	0	0	5	14	0	0
23	愛知県	29	3	9	1	0	0	7	9	0	0
24	三重県	14	0	4	6	0	0	1	3	0	0
25	滋賀県	3	0	2	0	0	0	0	1	0	0
26	京都府	37	0	21	1	0	1	8	5	0	1
27	大阪府	23	0	13	0	0	0	1	9	0	0
28	兵庫県	116	0	59	10	0	0	23	24	0	0
29	奈良県	13	0	10	0	0	0	1	2	0	0
30	和歌山県	25	0	11	1	0	0	9	3	1	0
31	鳥取県	15	0	6	0	0	0	2	7	0	0
32	島根県	29	0	11	1	0	3	3	11	0	0
33	岡山県	35	0	0	35	0	0	0	0	0	0
34	広島県	15	0	9	0	0	0	4	2	0	0
35	山口県	9	0	4	2	0	1	2	0	0	0
36	徳島県	7	0	1	2	0	0	3	1	0	0
37	香川県	5	0	3	1	0	0	0	1	0	0
38	愛媛県	43	0	16	0	0	0	16	11	0	0
39	高知県	26	0	8	0	0	0	2	16	0	0
40	福岡県	69	0	34	4	0	0	5	26	0	0
41	佐賀県	18	0	16	0	0	0	2	0	0	0
42	長崎県	58	0	26	8	0	0	5	19	0	0
43	熊本県	36	0	18	0	0	0	5	13	0	0
44	大分県	35	0	21	10	0	0	0	4	0	0
45	宮崎県	32	0	16	10	0	0	1	5	0	0
46	鹿児島県	18	0	7	4	0	0	4	3	0	0
47	沖縄県	37	0	18	8	0	0	10	0	0	1
	計	1,239	3	553	174	3	8	167	317	6	8



(6) 高等学校において、通級による指導が必要と判断した生徒のうち、通級による指導を行わなかった生徒数（理由別）（国公立計）

（単位：名）

国公立	課程	(1)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(2)「通級による指導」を行った生徒の数	(3)(1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】						
				ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ. 特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他
国立	全日制	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	全日制	1,435	703	320	159	2	5	0	38	208
	定時制	730	451	97	22	0	3	0	42	115
	通信制	111	85	10	0	0	0	0	0	16
	合計	2,276	1,239	427	181	2	8	0	80	339
私立	全日制	47	22	22	0	0	0	0	1	2
	定時制	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	通信制	77	39	0	0	0	0	0	0	38
	合計	124	61	22	0	0	0	0	1	40
国公立計		2,400	1,300	449	181	2	8	0	81	379

(7) 高等学校において、通級による指導が必要と判断した生徒のうち、通級による指導を行わなかった生徒数（理由別）（公立のみ）

(単位：名)

	(1)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(R1年度からの増減値)	(2)「通級による指導」を行った生徒の数	(R1年度からの増減値)	(3)(1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】								
					ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ. 特別的教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他		
1	北海道	39	-9	32	15	0	0	0	0	0	0	0	7
2	青森県	36	-3	30	11	2	0	0	0	0	0	0	4
3	岩手県	23	10	5	2	3	0	0	0	3	0	12	0
4	宮城県	24	-25	23	11	1	0	0	0	0	0	0	0
5	秋田県	40	3	6	1	32	1	0	0	0	0	0	1
6	山形県	23	15	9	5	8	5	0	0	0	0	0	1
7	福島県	6	-2	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	33	-2	8	-18	0	0	0	0	0	0	10	15
9	栃木県	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
10	群馬県	51	6	36	-1	6	0	0	0	0	0	0	9
11	埼玉県	31	3	18	-7	3	5	0	5	0	0	0	0
12	千葉県	45	23	15	0	3	11	0	0	0	0	0	16
13	東京都	91	-119	14	-27	38	0	0	0	0	0	3	36
14	神奈川県	39	-33	28	20	11	0	0	0	0	0	0	0
15	新潟県	61	-13	59	-6	0	0	0	0	0	0	2	0
16	富山県	30	-13	27	3	0	3	0	0	0	0	0	0
17	石川県	15	-8	10	-4	5	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	57	21	47	14	10	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	12	-4	11	-3	1	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	22	-12	14	3	0	8	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	183	-3	24	-1	53	34	0	0	0	0	16	56
22	静岡県	92	-1	69	10	20	1	0	0	0	0	1	1
23	愛知県	73	-19	29	25	36	7	0	0	0	0	0	1
24	三重県	111	27	14	1	63	0	0	0	0	0	0	34
25	滋賀県	3	-13	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	44	3	37	14	7	0	0	0	0	0	0	0
27	大阪府	119	-140	23	8	2	0	0	0	0	0	0	94
28	兵庫県	138	-4	116	31	11	5	0	0	0	0	2	4
29	奈良県	49	37	13	7	35	1	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	33	-6	25	10	8	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	19	4	15	8	4	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県	59	13	29	9	6	0	0	0	0	0	2	22
33	岡山県	36	8	35	9	1	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	17	6	15	10	0	0	0	0	0	0	0	2
35	山口県	17	11	9	5	2	1	1	0	0	0	0	4
36	徳島県	21	-5	7	-5	14	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	45	17	43	27	2	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	33	8	26	9	4	2	0	0	0	0	0	1
40	福岡県	75	2	69	24	3	0	0	0	0	0	0	3
41	佐賀県	18	3	18	3	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県	67	5	58	8	7	0	0	0	0	0	2	0
43	熊本県	70	3	36	4	19	15	0	0	0	0	0	0
44	大分県	35	3	35	8	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	36	6	32	18	3	0	0	0	0	0	0	1
46	鹿児島県	102	77	18	7	0	82	1	0	0	0	1	0
47	沖縄県	96	12	37	20	3	0	0	0	0	0	29	27
	計	2,276	-108	1,239	291	427	181	2	8	0	0	80	339

(8) 通級による指導を受けている児童生徒数（実施形態別）（国公立立計）

（単位：名）

	計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱	
小学校	計	140,255	42,913	26,387	17,560	184	1,626	23,633	27,808	108	36
	自校通級	89,510	19,592	18,693	12,628	43	359	17,842	20,300	28	25
	他校通級	41,436	21,430	5,995	4,078	119	1,145	3,421	5,228	13	7
	巡回通級	9,309	1,891	1,699	854	22	122	2,370	2,280	67	4
中学校	計	23,142	714	5,401	4,093	50	322	6,796	5,688	45	33
	自校通級	15,371	315	3,568	2,774	13	76	4,910	3,686	5	24
	他校通級	4,817	273	1,212	934	27	212	799	1,349	4	7
	巡回通級	2,954	126	621	385	10	34	1,087	653	36	2
高等学校	計	1,300	3	559	184	3	8	183	331	6	23
	自校通級	1,145	3	482	177	3	4	163	284	6	23
	他校通級	35	0	16	0	0	0	4	15	0	0
	巡回通級	120	0	61	7	0	4	16	32	0	0
計	計	164,697	43,630	32,347	21,837	237	1,956	30,612	33,827	159	92
	自校通級	106,026	19,910	22,743	15,579	59	439	22,915	24,270	39	72
	他校通級	46,288	21,703	7,223	5,012	146	1,357	4,224	6,592	17	14
	巡回通級	12,383	2,017	2,381	1,246	32	160	3,473	2,965	103	6

(9) 通級による指導を受けている児童生徒数（実施形態別）（公立のみ）

① 小学校

	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱	合計	(参考)H29年度
自校通級	19,582	18,667	12,620	43	357	17,813	20,284	27	24	89,417(63.8%)	52,769(54.4%)
他校通級	21,408	5,987	4,074	118	1,141	3,417	5,226	13	7	41,391(29.5%)	38,957(40.2%)
巡回通級	1,891	1,699	854	22	122	2,370	2,280	67	4	9,309(6.6%)	5,270(5.4%)
合計	42,881	26,353	17,548	183	1,620	23,600	27,790	107	35	140,117(100%)	96,996(100%)

② 中学校

	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱	合計	(参考)H29年度
自校通級	315	3,563	2,756	13	76	4,909	3,685	5	19	15,341(66.4%)	5,983(50.1%)
他校通級	273	1,210	932	27	209	797	1,343	4	7	4,802(20.8%)	4,656(39.0%)
巡回通級	126	621	385	10	34	1,087	653	36	2	2,954(12.8%)	1,311(11.0%)
合計	714	5,394	4,073	50	319	6,793	5,681	45	28	23,097(100%)	11,950(100%)

③ 高等学校

	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱	合計
自校通級	3	476	167	3	4	147	270	6	8	1,084(87.5%)
他校通級	0	16	0	0	0	4	15	0	0	35(2.8%)
巡回通級	0	61	7	0	4	16	32	0	0	120(9.7%)
合計	3	553	174	3	8	167	317	6	8	1,239(100%)

(10) 通級による指導を受けている児童生徒数(指導時間別)

① 小学校

(単位:名)

	月1単位時間未満	月1単位時間	月2~3単位時間	週1単位時間	週2単位時間	週3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間	週9単位時間以上	計
計													
言語障害				33,047	9,248	356	111	111	10	11	17	4	42,915
自閉症				14,365	10,115	1,133	514	161	14	14	31	40	26,387
情緒障害				8,364	8,029	524	291	211	50	7	51	35	17,562
弱視				82	57	5	27	7	3	1	0	0	182
難聴				993	534	36	19	14	19	0	9	2	1,626
LD	94	181	831	13,883	6,339	1,102	379	574	51	39	132	29	23,634
ADHD	88	334	1,431	14,590	9,610	1,013	322	285	26	8	62	36	27,805
肢体不自由				91	6	7	2	0	0	1	1	0	108
病弱・身体虚弱				27	5	2	0	1	0	0	0	1	36
計	182	515	2,262	85,442	43,943	4,178	1,665	1,364	173	81	303	147	140,255
国立													
言語障害				24	3	0	0	0	0	0	0	0	27
自閉症				8	2	0	0	0	0	0	1	0	11
情緒障害				2	5	0	0	0	0	0	0	0	7
弱視				1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
難聴				3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
LD	0	0	0	6	7	2	1	5	0	0	0	0	21
ADHD	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	1	44	21	2	1	5	0	0	1	0	75
公立													
言語障害				33,018	9,245	356	111	111	10	11	17	4	42,883
自閉症				14,353	10,112	1,133	514	154	14	14	30	29	26,353
情緒障害				8,361	8,024	524	291	211	50	7	51	31	17,550
弱視				81	57	5	27	7	3	1	0	0	181
難聴				988	533	36	19	14	19	0	9	2	1,620
LD	94	181	831	13,865	6,332	1,100	378	569	51	39	132	29	23,601
ADHD	88	334	1,430	14,583	9,607	1,013	322	285	26	8	62	29	27,787
肢体不自由				90	6	7	2	0	0	1	1	0	107
病弱・身体虚弱				26	5	2	0	1	0	0	0	1	35
計	182	515	2,261	85,365	43,921	4,176	1,664	1,352	173	81	302	125	140,117
私立													
言語障害				5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
自閉症				4	1	0	0	7	0	0	0	11	23
情緒障害				1	0	0	0	0	0	0	0	4	5
弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴				2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
LD	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12
ADHD	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	14
肢体不自由				1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
病弱・身体虚弱				1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	0	0	0	33	1	0	0	7	0	0	0	22	63

(10) 通級による指導を受けている児童生徒数(指導時間別)

② 中学校

(単位:名)

	月1単位時間未満	月1単位時間	月2~3単位時間	週1単位時間	週2単位時間	週3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間	週9単位時間以上	計
計				518	154	13	9	16	1	0	2	1	714
言語障害													
自閉症				3,480	1,481	145	121	85	32	6	33	18	5,401
情緒障害				2,380	1,265	122	87	72	56	11	63	40	4,096
弱視				37	6	4	0	2	0	0	0	1	50
難聴				218	53	6	5	9	1	2	22	6	322
LD	63	115	282	4,037	1,620	298	220	66	12	18	58	6	6,795
ADHD	136	214	356	3,169	1,397	167	120	59	24	3	36	5	5,686
肢体不自由				44	1	0	0	0	0	0	0	0	45
病弱・身体虚弱				17	4	5	1	1	0	0	0	5	33
計	199	329	638	13,900	5,981	760	563	310	126	40	214	82	23,142
国立				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語障害													
自閉症				0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
情緒障害				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
LD	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ADHD	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4
公立				518	154	13	9	16	1	0	2	1	714
言語障害													
自閉症				3,478	1,480	145	121	85	32	6	32	15	5,394
情緒障害				2,378	1,265	122	87	72	56	11	63	22	4,076
弱視				37	6	4	0	2	0	0	0	1	50
難聴				215	53	6	5	9	1	2	22	6	319
LD	63	115	282	4,036	1,619	298	220	65	12	18	58	6	6,792
ADHD	135	214	355	3,166	1,397	166	120	59	24	3	36	4	5,679
肢体不自由				44	1	0	0	0	0	0	0	0	45
病弱・身体虚弱				17	4	5	1	1	0	0	0	0	28
計	198	329	637	13,889	5,979	759	563	309	126	40	213	55	23,097
私立				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語障害													
自閉症				2	0	0	0	0	0	0	1	3	6
情緒障害				2	0	0	0	0	0	0	0	18	20
弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴				3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
LD	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
ADHD	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	5
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
計	1	0	0	9	1	1	0	1	0	0	1	27	41

(10) 通級による指導を受けている児童生徒数(指導時間別)

③ 高等学校

(単位:名)

	月1単位時間未満	月1単位時間	月2~3単位時間	週1単位時間	週2単位時間	週3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間以上	計
計												
言語障害				0	3	0	0	0	0	0	0	3
自閉症				297	245	2	7	0	6	0	2	559
情緒障害				72	98	1	5	0	5	0	3	184
弱視				1	2	0	0	0	0	0	0	3
難聴				8	0	0	0	0	0	0	0	8
LD	5	2	4	88	64	1	3	0	16	0	0	183
ADHD	7	3	22	143	136	5	6	0	8	0	1	331
肢体不自由				5	1	0	0	0	0	0	0	6
病弱・身体虚弱				6	2	0	1	0	12	0	2	23
計	12	5	26	620	551	9	22	0	47	0	8	1,300
国立												
言語障害				0	0	0	0	0	0	0	0	0
自閉症				0	0	0	0	0	0	0	0	0
情緒障害				0	0	0	0	0	0	0	0	0
弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴				0	0	0	0	0	0	0	0	0
LD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ADHD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立												
言語障害				0	3	0	0	0	0	0	0	3
自閉症				297	245	2	6	0	3	0	0	553
情緒障害				70	98	1	3	0	2	0	0	174
弱視				1	2	0	0	0	0	0	0	3
難聴				8	0	0	0	0	0	0	0	8
LD	5	2	4	88	64	1	2	0	1	0	0	167
ADHD	5	3	22	143	136	4	4	0	0	0	0	317
肢体不自由				5	1	0	0	0	0	0	0	6
病弱・身体虚弱				6	2	0	0	0	0	0	0	8
計	10	5	26	618	551	8	15	0	6	0	0	1,239
私立												
言語障害				0	0	0	0	0	0	0	0	0
自閉症				0	0	0	1	0	3	0	2	6
情緒障害				2	0	0	2	0	3	0	3	10
弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴				0	0	0	0	0	0	0	0	0
LD	0	0	0	0	0	0	1	0	15	0	0	16
ADHD	2	0	0	0	0	1	2	0	8	0	1	14
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱				0	0	0	1	0	12	0	2	15
計	2	0	0	2	0	1	7	0	41	0	8	61

# 令和3年度学校における医療的ケア に関する実態調査結果(概要)

令和4年7月  
文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課

## ○学校における医療的ケアに関する実態

1. 調査概要
2. 特別支援学校における医療的ケアの現状
3. 幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアの現状
4. 学校で実施されている医療的ケアの項目
5. 保護者等の付添いの状況
6. 医療的ケア児の通学方法

(参考1)国立・公立(都道府県別)・私立(株立学校含む)別の集計結果

(参考2)医療的ケアに関する推移

## ○学校における医療的ケアに関するガイドライン等の状況

1. 調査概要
  2. 教育委員会におけるガイドライン等の策定状況等
- (参考)ガイドライン等に記載されている内容について

【参考】学校における医療的ケアの実施体制に関する文部科学省の取組について



# ○ 学校における医療的ケアに関する実態

## 1. 調査概要



### (1) 調査目的

学校における医療的ケアに関する実態について把握し、関連施策の推進を図る。

### (2) 調査項目

1. 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数
2. 学校において医療的ケアを実施する看護師等の数
3. 学校において付添いをしている保護者等の状況
4. 学校において医療的ケアが必要な幼児児童生徒の通学(園)方法

### (3) 調査対象

国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

(回答学校数)

- ・幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。):9,034園
- ・小学校:19,196校
- ・中学校:9,962校
- ・義務教育学校:151校
- ・高等学校:4,904校
- ・中等教育学校:54校
- ・特別支援学校:1,156校

※ 休校(休園)等により令和3年5月1日時点で在学者がいない学校及び回答が得られなかった東京都の一部の私立学校は回答学校数から除いている。

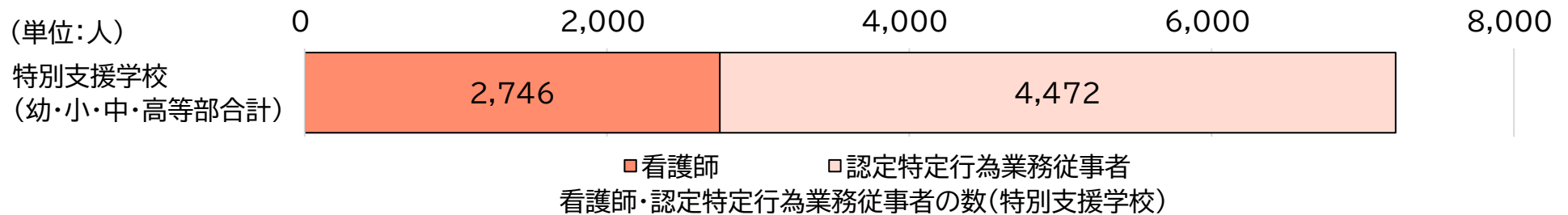
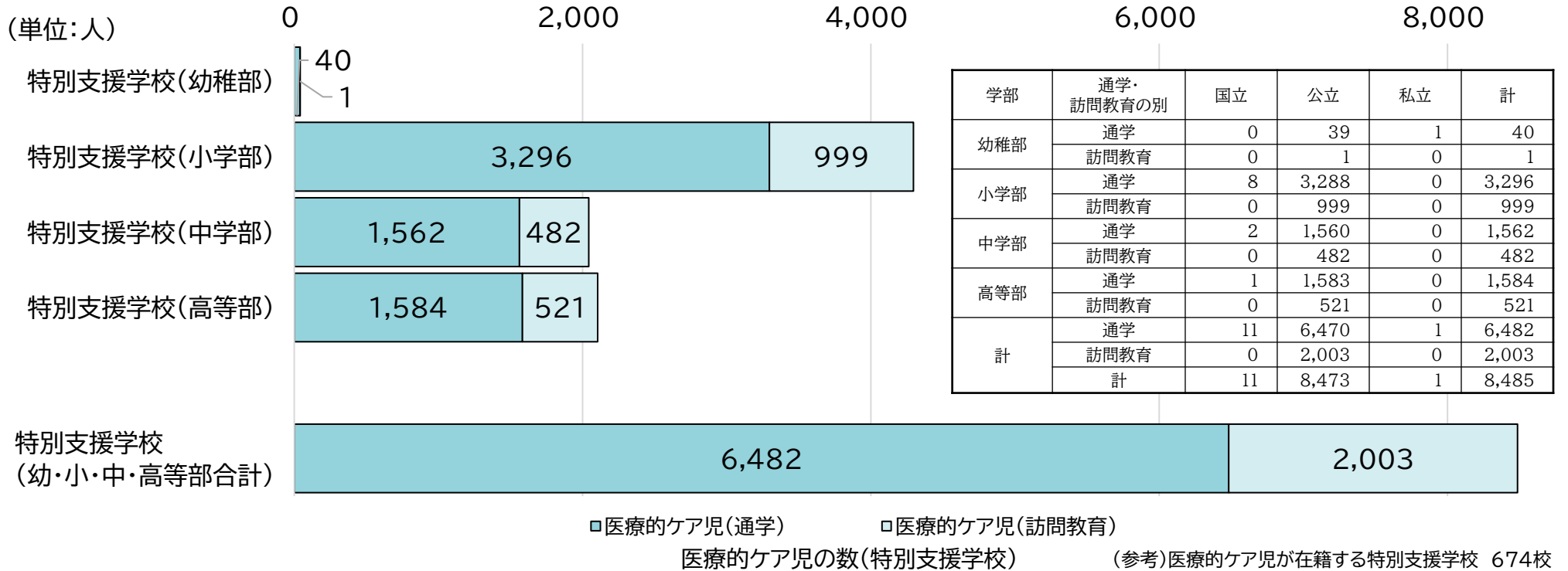
### (4) 調査時点

- (2)1. 2. 令和3年5月1日現在
- (2)3. 4. 令和3年度始業から夏休み前までの状況

※ 本調査結果は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年6月18日公布、令和3年9月18日施行)の施行前の状況である。

## 2. 特別支援学校における医療的ケアの現状

- 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数 **8,485**人 (R1 8,392人)
- 特別支援学校における看護師・認定特定行為業務従事者の数 **7,218**人 (R1 7,075人)



※ 令和元年度の数値は、令和元年11月1日時点の数値。

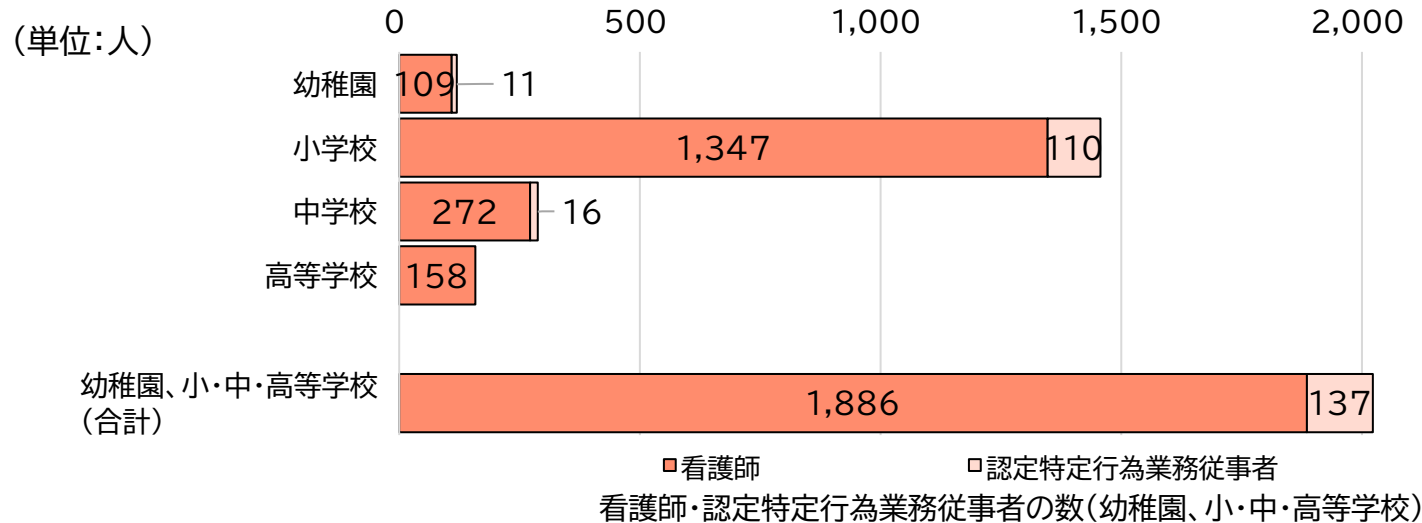
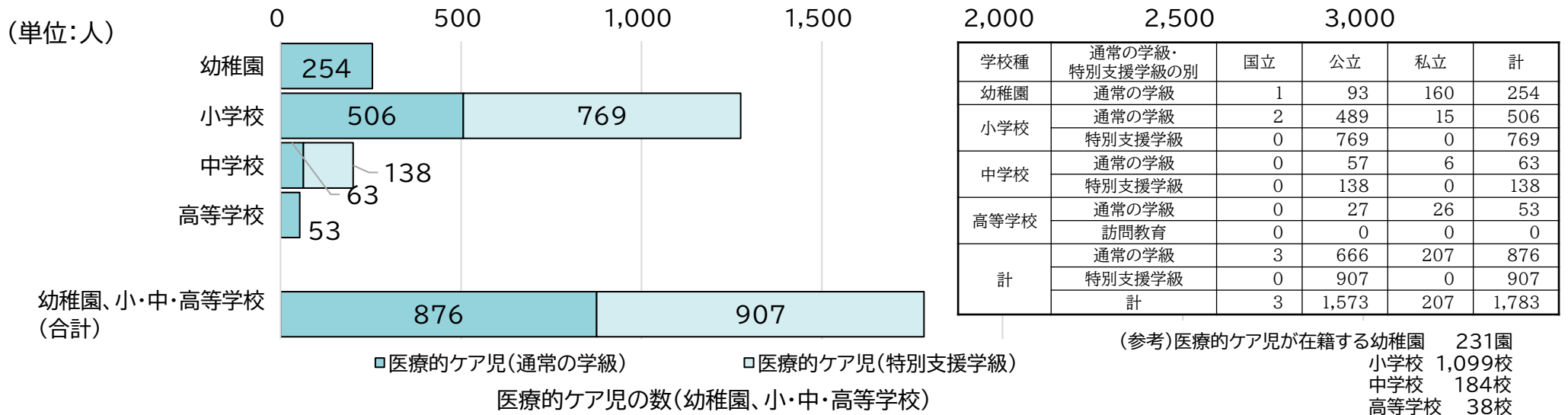
※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児②医療的ケアは医療的ケア本人が行っているが看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。

※ 本調査における「看護師」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。

※ 看護師・認定特定行為業務従事者の数は、医療的ケアを実施している各学校において計上している。

### 3. 幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアの現状

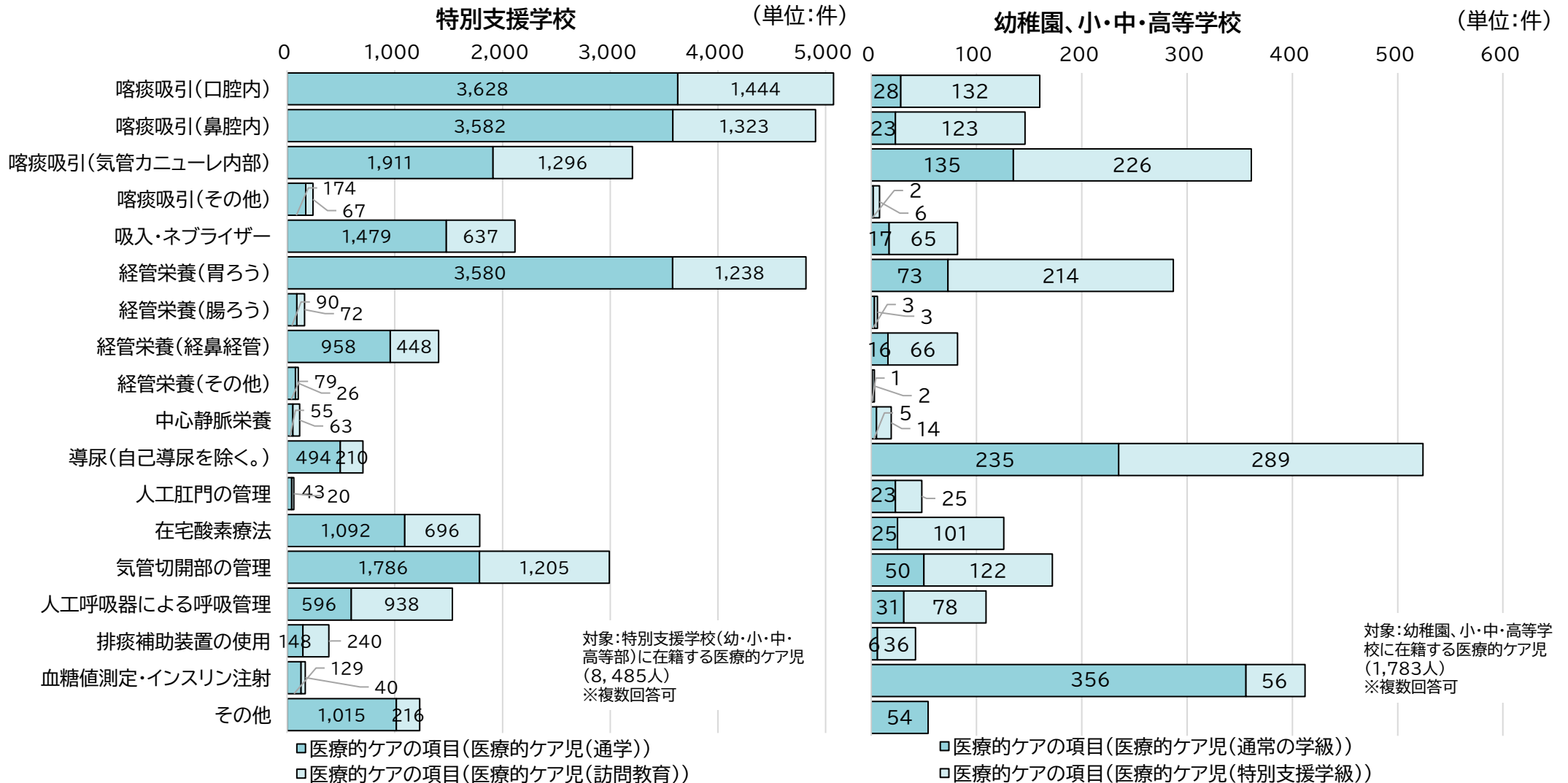
- 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数 **1,783人** (R1 1,453人)
- 幼稚園、小・中・高等学校において看護師・認定特定行為業務従事者の数 **2,023人** (R1 1,283人)



※ 小学校には義務教育学校(前期課程)、中学校には義務教育学校(後期課程)及び中等教育学校(前期課程)、高等学校には中等教育学校(後期課程)を含む。  
 ※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児②医療的ケアは医療的ケア児本人が行っているが看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。  
 ※ 本調査における「看護師」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。  
 ※ 看護師・認定特定行為業務従事者の数は、医療的ケアを実施している各学校において計上している。

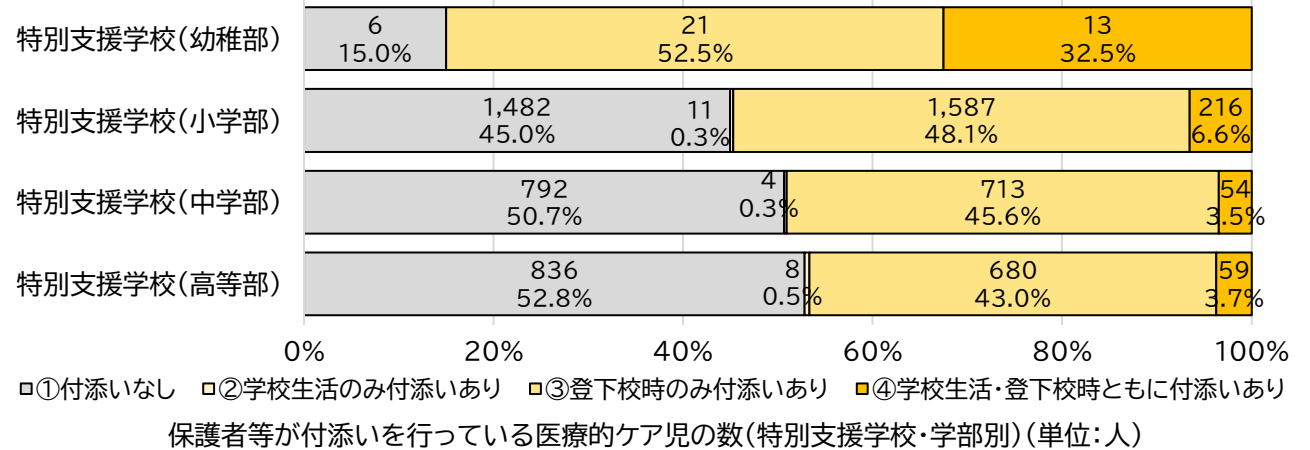
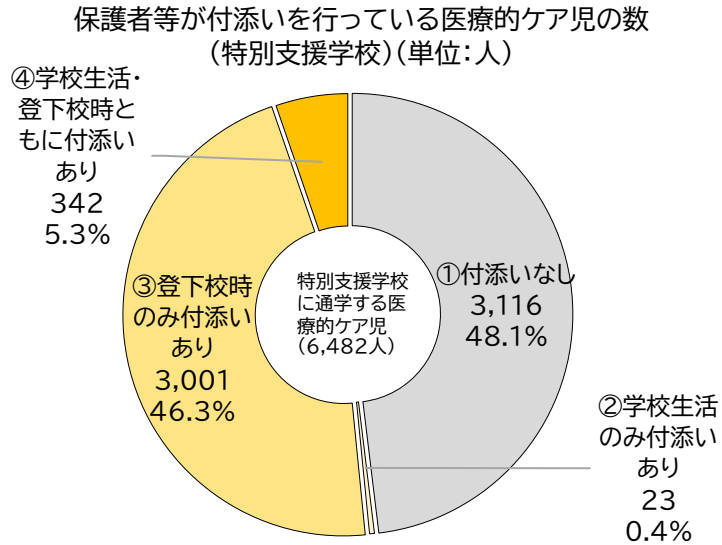
## 4. 学校で実施されている医療的ケアの項目

- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ31,018件であり、行為別にみると、喀痰吸引(口腔内)5,072件、喀痰吸引(鼻腔内)4,905件、経管栄養(胃ろう)4,818件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,207件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ2,641件であり、行為別にみると、導尿524件、血糖値測定・インスリン注射412件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)361件、経管栄養(胃ろう)287件の順に多い。

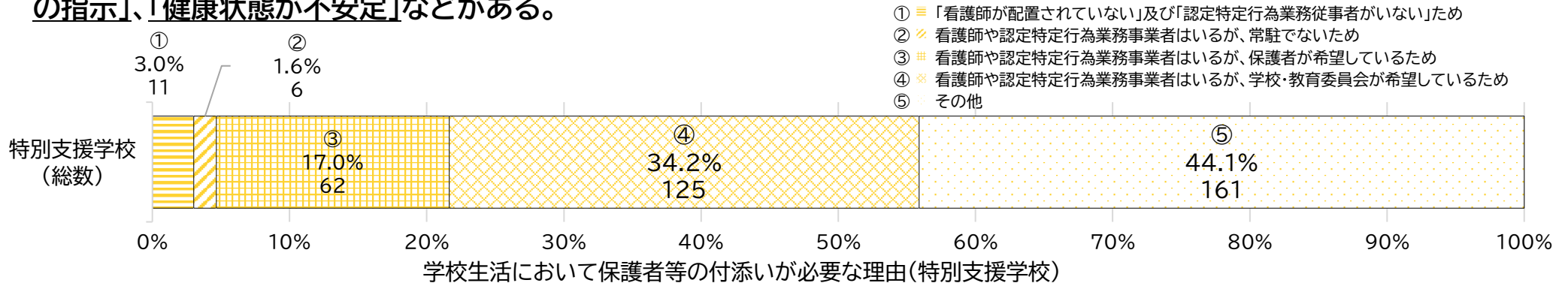


## 5-1. 特別支援学校における保護者等の付添いの状況

- 特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,482人)のうち、  
保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **3,366 (51.9%)**  
保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **3,116人 (48.1%)**



- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(365人)の付添いが必要な理由として、「看護師や認定特定行為業務従事者はいるが学校・教育委員会が希望しているため」125件(34.2%)が最も多く、その他の理由としては、「主治医からの指示」、「健康状態が不安定」などがある。



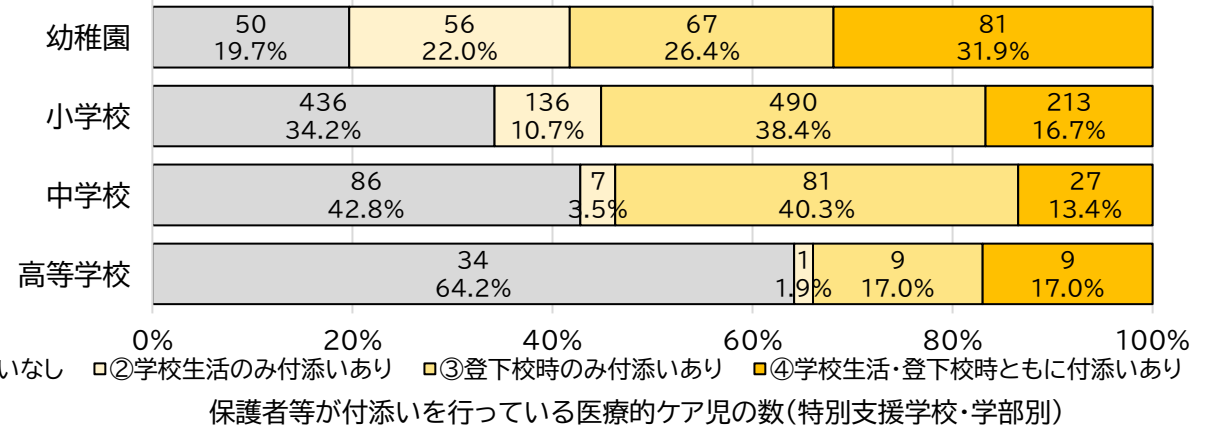
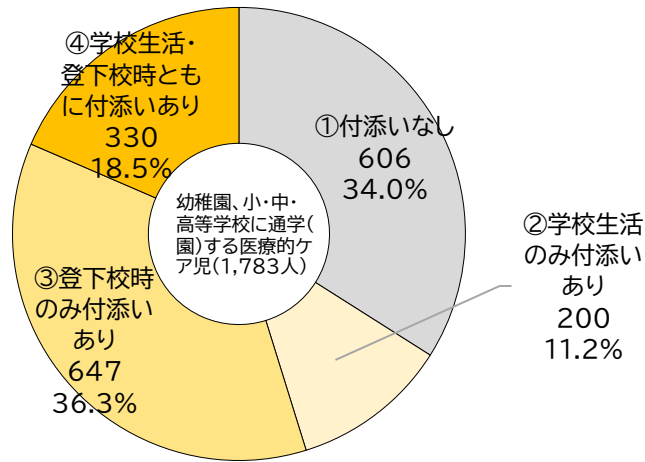
※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に監護する者、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けた者」を指す。

※ 本調査は、令和3年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

## 5-2. 幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

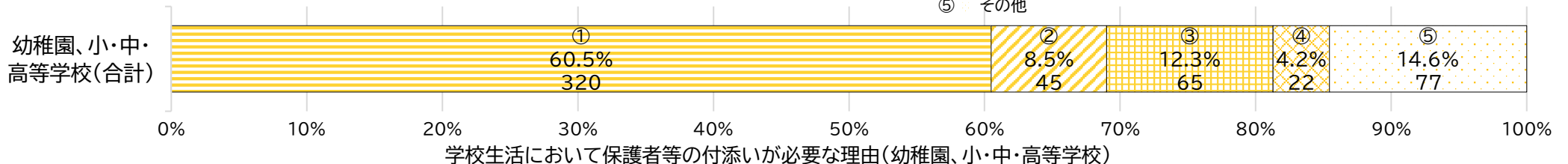
- 幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(1,783人)のうち、  
保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **1,177人 (66.0%)**  
保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **606人 (34.0%)**

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数  
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(530人)の付添いが必要な理由として、「**看護師が配置されていない及び認定特定行為業務従事者がいないため**」**320件(60.5%)**が最も多く、その他の理由としては、「**看護師が対応できない時間等があるため**」、「**保護者が看護師の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため**」などがある。

- ① 「看護師が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 看護師や認定特定行為業務事業者はいるが、常駐でないため
- ③ 看護師や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 看護師や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため
- ⑤ その他

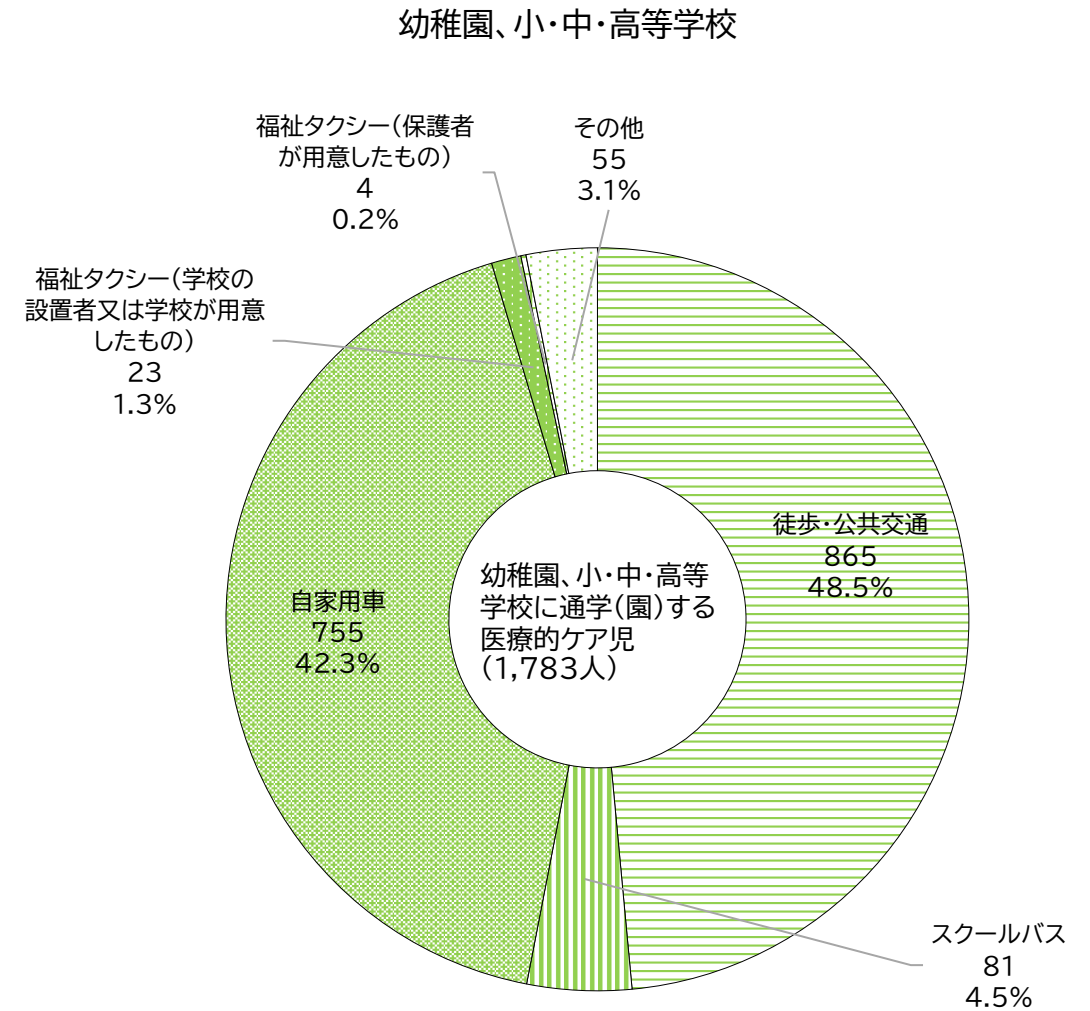
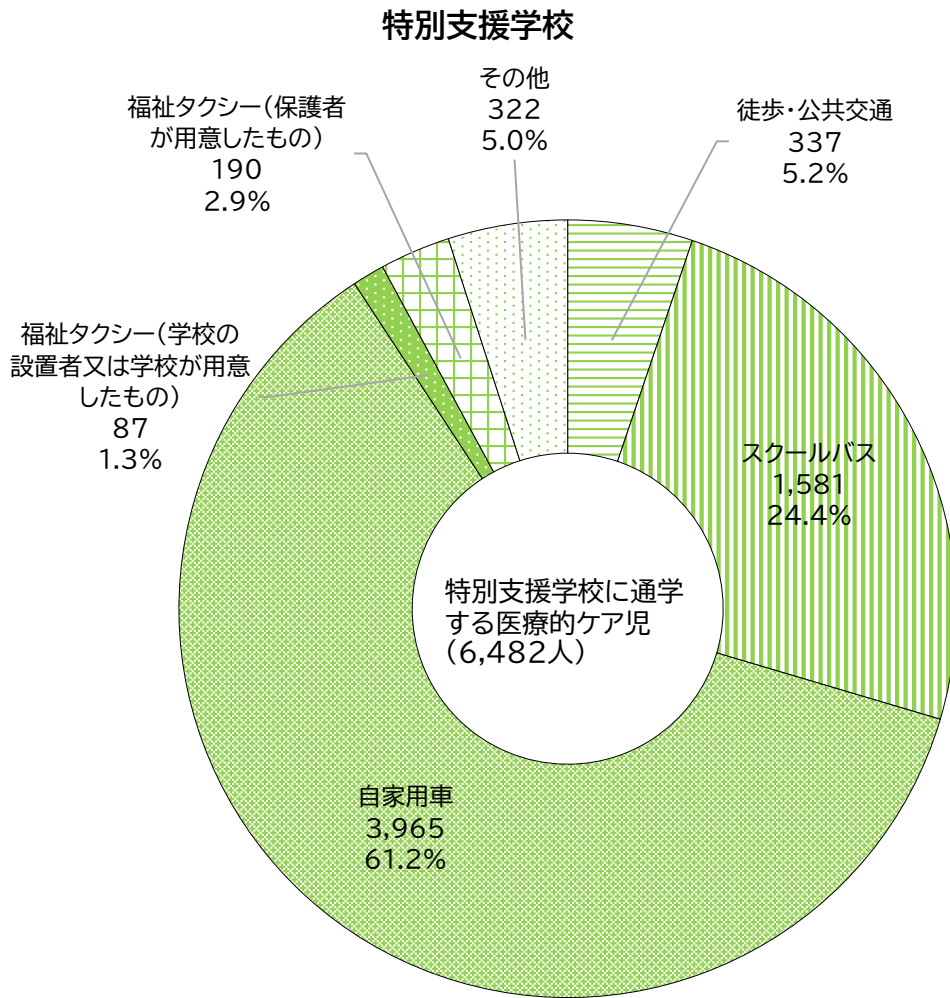


※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に監護する者、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けた者」を指す。

※ 本調査は、令和3年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

## 6. 医療的ケア児の通学方法等

- 特別支援学校への通学方法は**自家用車**(61.2%)、**スクールバス**(24.4%)の順で割合が高い。
- 幼稚園、小・中・高等学校への通学方法は**徒歩・公共交通機関**(48.5%)、**自家用車**(42.3%)の順で割合が高い。



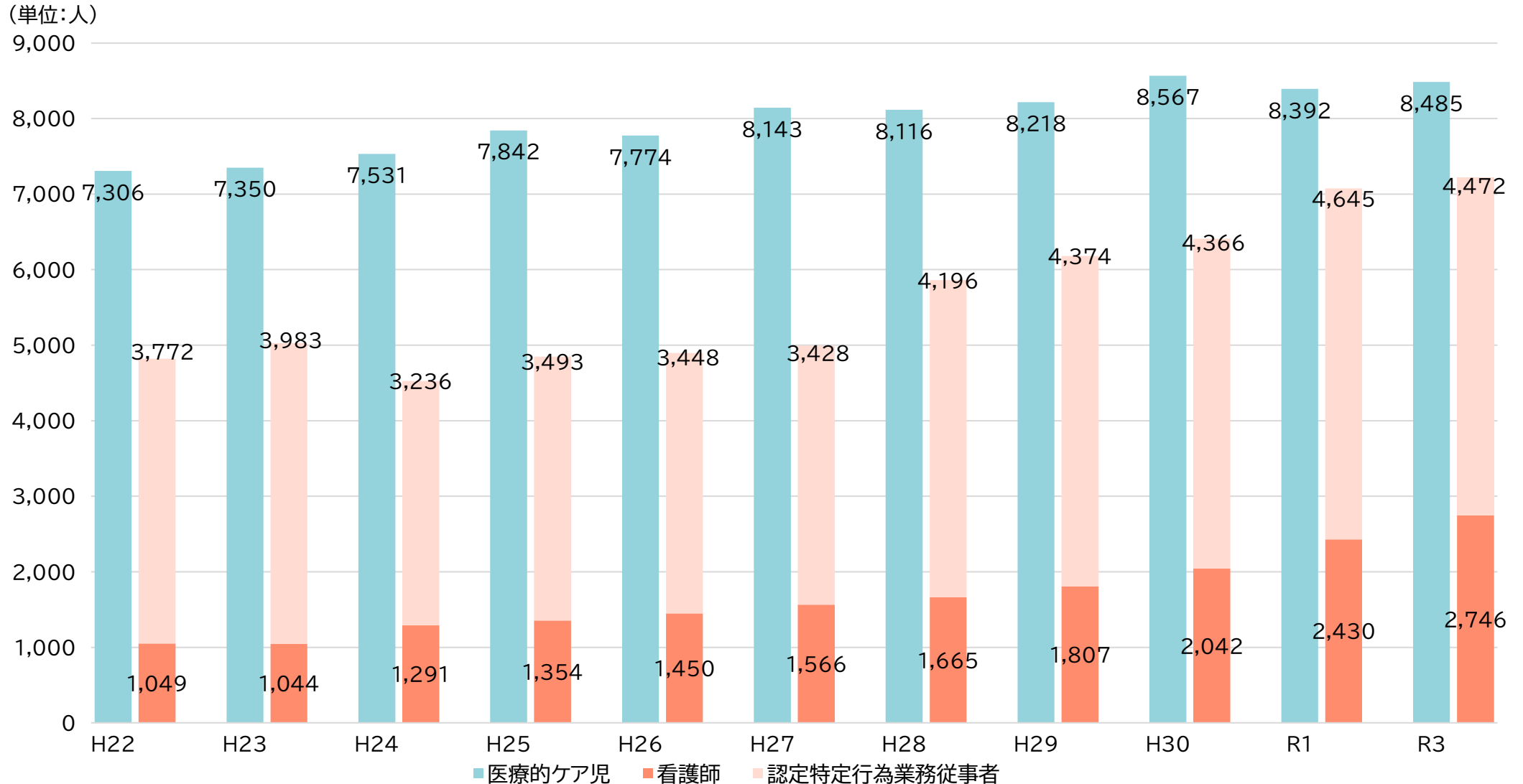
※本調査は、令和3年度始業から夏休みまでの間において最も頻度の高い交通手段を回答するものであり、普段、登校時と下校時とで通学(園)方法が異なる場合は、登校時の通学(園)方法を計上する。







## (参考2-1)特別支援学校における医療的ケアに関する推移



医療的ケア児及び看護師・認定特定行為業務従事者の数(特別支援学校)

※ 調査対象

～H30 : 公立の特別支援学校(H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外)

R1～ : 国公立の特別支援学校

※ 認定特定行為業務従事者の数

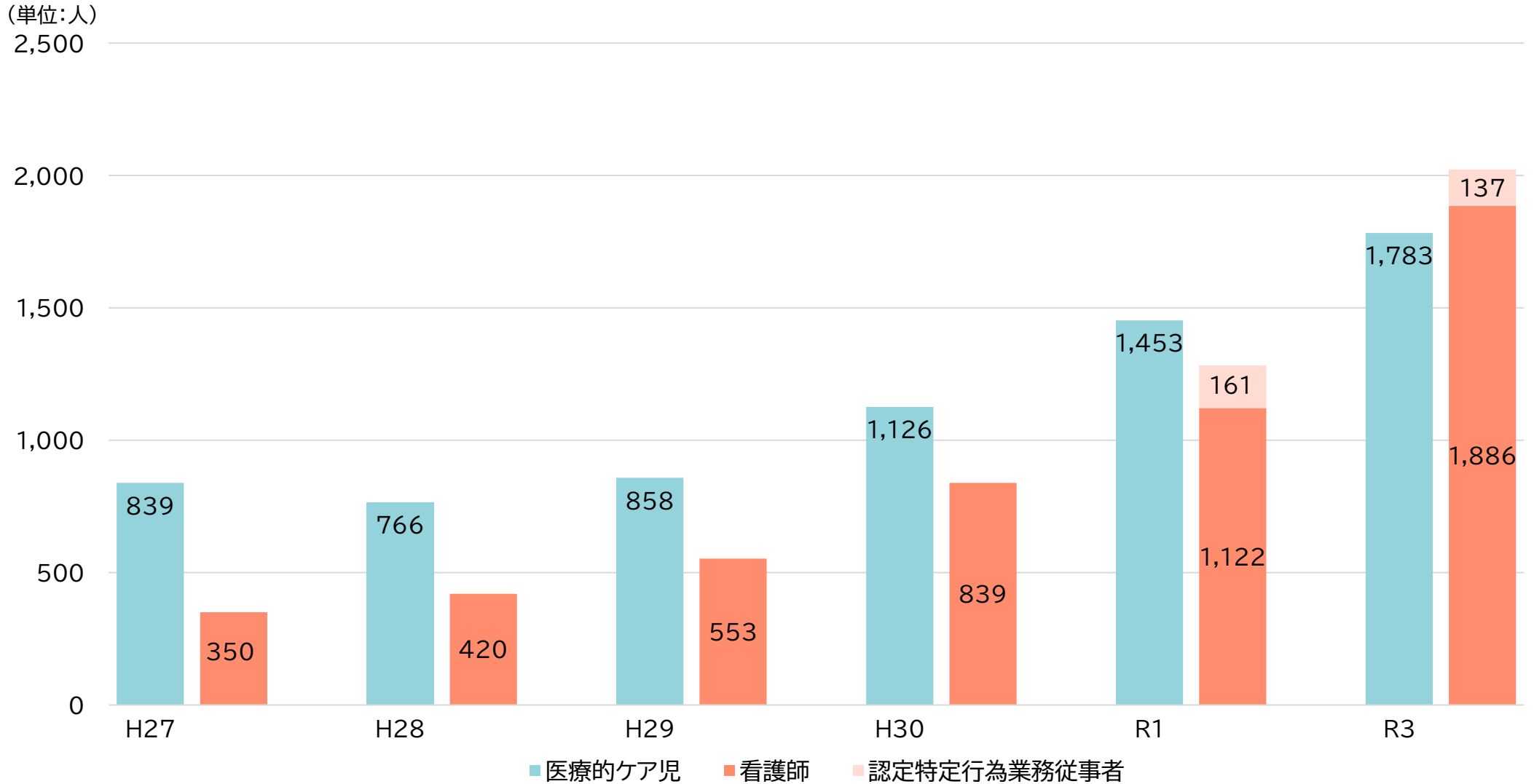
H22、23 : 医療的ケアに関わっている教員数。

H24～ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員数。

(調査期日 H24:10月1日H25～H27:9月1日、H28、H29:年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者(予定を含む)。)

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

## (参考2-2)幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



医療的ケア児及び看護師・認定特定行為業務従事者の数(幼稚園、小・中・高等学校)

※ 調査対象

H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)

H28、29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)

H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

R1、R3 : 国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

※ 認定特定行為業務従事者の数は、R1より調査

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

# ○ 学校における医療的ケアに関するガイドライン等の状況

## 1. 調査概要

### (1)調査目的

教育委員会において、域内の学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制の整備の一環として、域内の学校における医療的ケア実施体制に関するガイドライン等(以下「ガイドライン等」という。)の策定状況等を把握し、関連施策の推進を図る。

### (2)調査項目

1. 教育委員会におけるガイドライン等の策定状況
2. ガイドライン等の策定年月(改訂している場合は、最終改訂年月)
3. ガイドライン等に記載の内容
4. ガイドライン等を策定していない理由及び今後の予定

### (3)調査対象

教育委員会

(回答教育委員会数)

- ・都道府県:47
- ・市町村(特別区含む):1,738
- ・教育に関する一部事務組合及び広域連合:30

### (4)調査時点

令和3年5月1日現在

※「ガイドライン等」とは、教育委員会が、学校における医療的ケアに関して域内の学校に共通する重要事項等について策定するものであり、同趣旨について策定されていれば、ガイドラインという名称にこだわらない。

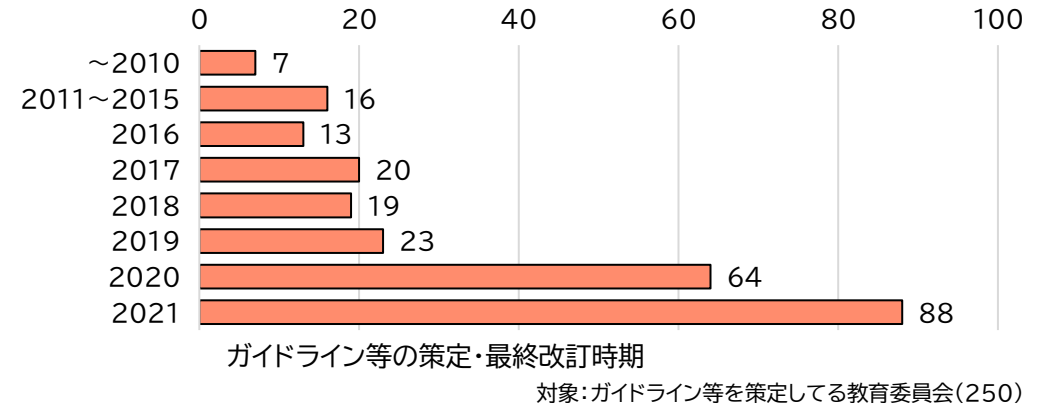
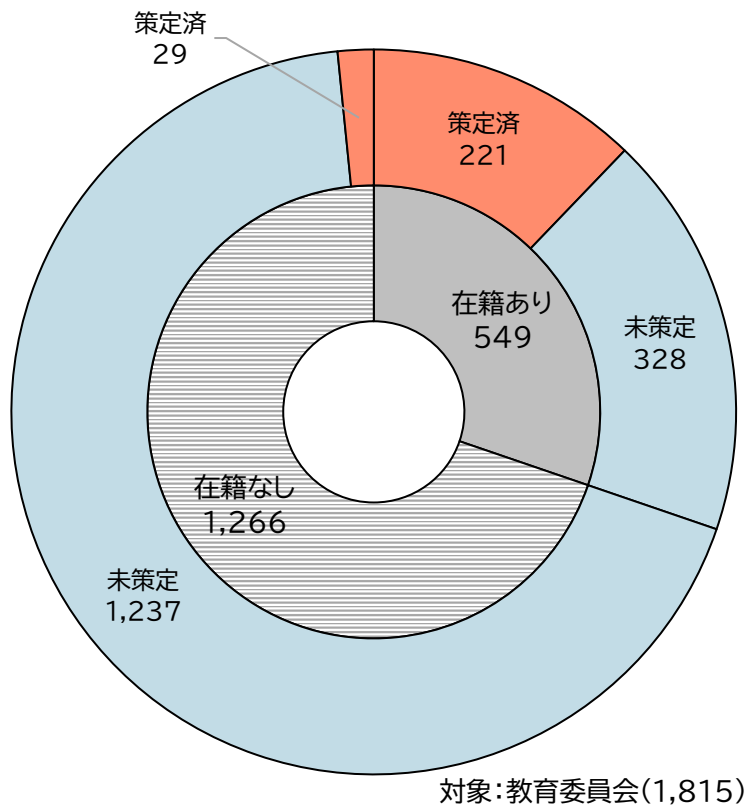
## 2. 教育委員会におけるガイドライン等の策定状況等

- ガイドライン等を**策定している**教育委員会 **250/1,815 (13.8%)**  
 うち、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会 **221/549 (40.3%)**
- ガイドライン等を**策定していない**教育委員会 **1,565/1,815 (86.2%)**

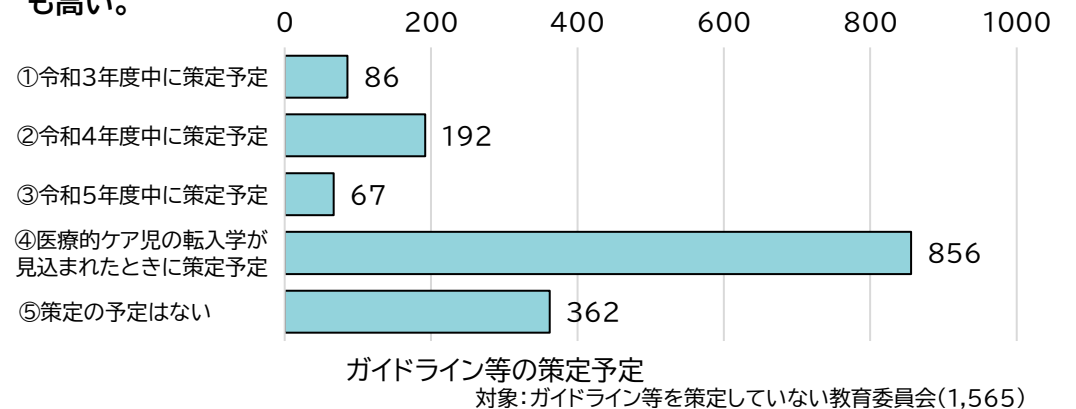
ガイドライン等を策定していない理由としては、各学校が個別にマニュアルを策定し対応している、県のマニュアルを参考にして対応している、医療的ケア児が在籍していない などがある。

- ガイドライン等の策定(最終改訂)時期は2021年、2020年の順が多い。

医療的ケア児の在籍状況とガイドライン等の策定状況

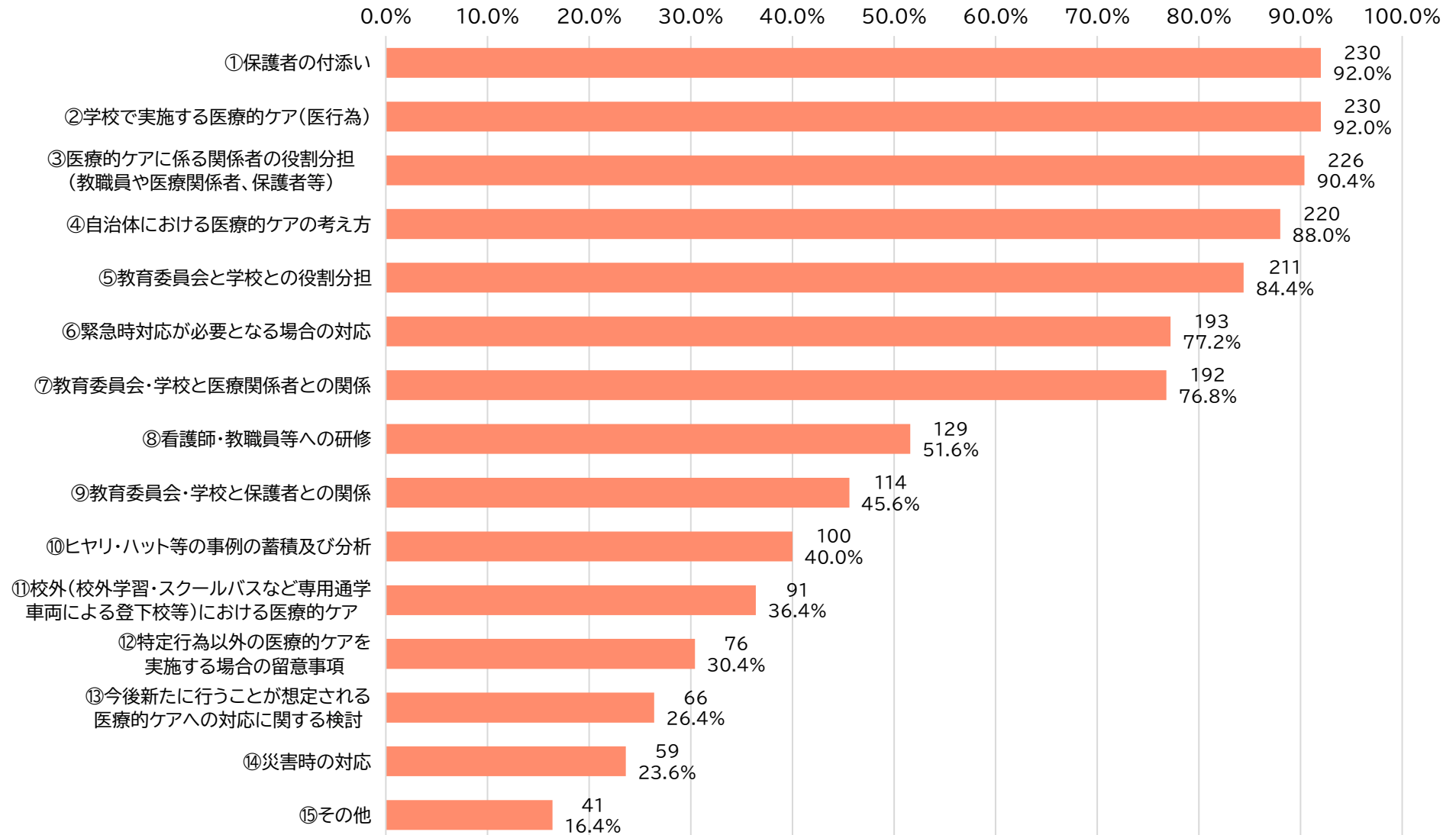


- ガイドライン等の策定の予定は、医療的ケア児の転入学が見込まれたときに策定が最も高い。



# (参考)ガイドライン等に記載されている内容について

- ガイドライン等に記載している内容項目としては、「保護者の付添い」(92.0%)、「学校で実施する医療的ケア(医行為)」(92.0%)、「医療的ケアに係る関係者の役割分担」(90.4%)の順で割合が高い。



ガイドライン等に記載されている内容(項目別・複数回答可)

■記載している教育委員会

# 【参考】学校における医療的ケアの実施体制に関する文部科学省の取組について

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6.18公布、R3.9.18施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの実施体制の更なる充実を目指す。

## 学校において医療的ケア児を安心・安全に受け入れるための取組

### ① 教育委員会における総括的な管理体制の整備

(取組の例)

- 域内の学校における医療的ケアの対応の在り方などを示した医療的ケアに係るガイドラインを策定
- 教育関係者に加えて医療、保健、福祉等の関係部局や関係機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見のある医師や看護師等などの関係者から構成される会議体を設置

### ② 学校における組織的な体制の整備に向けた支援

(取組の例)

- 教育委員会が策定した医療的ケアに係るガイドライン等を踏まえて、教職員と医療的ケア看護職員等との役割分担や連携の在り方、具体的な医療的ケア実施方法、緊急時対応等を記載した医療的ケアに係る実施要領を策定
- 組織的に医療的ケアを実施することが可能となるよう学校内に医療的ケア安全委員会を設置

### 安心・安全な医療的ケアの実施

(取組の例)

- 医療的ケア看護職員への研修
- 全ての教職員等に対する研修及び保護者等への啓発



## 文部科学省の取組

### ● 学校における医療的ケアの今後の対応について

(H31.3.20 初等中等教育局長通知)  
全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理



文部科学省HP

### ● 小学校等における医療的ケア実施支援資料

～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～  
医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料



文部科学省HP

### ● 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(R3.6.18公布、R3.9.18施行)  
医療的ケア看護職員の配置に係る支援(切れ目ない支援体制整備充実事業 R4予算額2,611百万円)

### ● 学校における医療的ケア実施体制構築事業

H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について



文部科学省HP

### ● 学校における医療的ケア実施体制充実事業

R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について

### ● 学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

学校における医療的ケアの体制整備に関する取組の参考となるよう、様々な工夫のもと学校における医療的ケアに関する体制の整備に取り組んでいる事例を紹介。



文部科学省HP

### ● 学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)

看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料



文部科学省HP

### ● 学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料



文部科学省HP

(令和4年度の取組)

- 学校における医療的ケアに関する研修参考マニュアルの作成
- 教職員支援機構と連携した教職員向け研修用動画の作成